

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)
地域名 (地域内農業集落名)	浅羽地区 (諸井・浅羽・浅羽山の手・浅羽南・浅名・豊住・ 長溝・浅岡上・浅岡下・中・風の街・浅羽一色・富里上・富里中・富里下・西ヶ崎・ 新堀・梅山・松原・初越・ 中新田・大野・東同笠・西同笠・太郎助・湊東・湊中・湊西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

浅羽地区は北部の小笠山丘陵地に広がる茶園や、「浅羽庄一万石」と呼ばれる静岡県内でも有数の穀倉地帯が広がり、遠州灘沿いの砂丘地では温室メロン栽培が盛んな地域である。

現在、50名を超える認定農業法人・農業者が営農しており、水田を中心に集積が進んでいるが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が将来に向けた課題である。また、浅羽揚水機場をはじめ、昭和40～50年代において整備された農業水利施設の老朽化が著しく、計画的な更新が望まれている。

【アンケート結果(回答数512件)】

①70歳以上284人(55%)、②後継者がいない耕作者157人(73%)、③20年後の営農:農業をやめる64人(95%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>◆浅羽北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅羽北地区の原野谷川・小笠沢川・弁財天川流域に広がる農地では、水稻やレタス、施設野菜等が栽培されている。 ・水田は、ほ場整備が完了しており、飼料用米等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っていることから、今後も多面的機能を持つ優良農地として適切な保全に努め、担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。 ・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。 ・丘陵地帯の樹園地119haは、茶園やみかん園として利用されている。畑地かんがい施設の維持管理や機械化への対応等、茶園の条件整備を進め、今後も樹園地としての利用を推進するほか、オリーブ等作物転換についても研究を行う。
<p>◆浅羽西</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅羽西地区の太田川・原野谷川流域の農地は、まとまった優良農地となっており、主に水稻が栽培されている。 ・水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆、飼料作物、WCS用稲、飼料用米、加工用米等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っていることから、今後も優良農地として適切な保全に努め、担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。 ・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。
<p>◆浅羽東</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅羽東地区の弁財天川流域の農地は、まとまった優良農地となっており、主に水稻が栽培されている。水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆、WCS用稲、飼料用米、加工用米等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っていることから、今後も優良農地として適切な保全に努め、担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。 ・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。
<p>◆浅羽南</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅羽南地区の前川流域に広がる農地は、水稻や施設野菜、トマト、花き等が栽培されている。水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っていることから、今後も優良農地として適切な保全に努め、担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。荒廃農地の発生を防止するとともに、再生利用を推進する。 ・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。 ・海岸砂地の畑は、荒廃農地の解消を推進し、優良農地への転換に努め、大根やさつまいも、白ねぎの栽培など、砂地の特性を活かした生産振興を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,592 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,303 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。 ・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年8月4日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 袋井市大字浅羽字五ヶ山4528番3 2,000 m² 袋井市大字浅羽字五ヶ山4538番 1713 m² ・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年12月16日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 袋井市大字松原字堂池1977番 1,360 m² 袋井市大字松原字堂池2000番 790 m²

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田及び茶園の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
◆浅羽北
浅羽北地区は、弁財天川上流流域の水田と小笠山丘陵地の茶園地帯に大別される。 ・水田は、ほ場整備事業により、基盤整備が完了している。今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。 ・丘陵地帯の樹園地は、山林が介在しており、小区画で不整形なほ場も多く残っているため、畑地かんがい施設の補修や長寿命化を推進する。また、茶園については、荒廃農地化を防止するため、農地中間管理事業等により担い手への集積・集約化を進め、茶園の効率的な活用に努める。
◆浅羽西
・浅羽西地区は、原野谷川の左岸側に広がり、ほ場整備事業により基盤整備が完了した水田地帯となっている。今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。
◆浅羽東
・浅羽東地区は、弁財天川の右岸側に広がり、ほ場整備事業により基盤整備が完了した水田地帯となっている。今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。
◆浅羽南
・浅羽南地区は、前川流域に広がるほ場整備事業により、基盤整備が完了した水田地帯と海岸沿いの砂地畑に大別される。今後は、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、水稻、施設園芸の振興並びに砂地の特性を活かした作目の生産振興を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨米、茶等の土地利用型作物以外に、収益性の高い温室メロンや白ネギなどの作物の生産を推進する。
⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。